

# うわの隆 税理士事務所報

Uwano Certified Tax Accountant Office News

Regional Partner, Your Partner

〒983-0005  
 仙台市宮城野区福室5-1-22-102  
 TEL: 022-786-9330  
 FAX: 022-786-9331  
 URL: www.uwanotax.com

～ 地域の皆さまの、良き相談相手でありたい

発行人  
 税理士 上野 隆

## 目次

- I 震災に伴う所得税の減免措置（所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要）
- II 災害に関する主な税務上の取り扱いについて（国税庁ホームページより抜粋）

この度の東日本大震災により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
 1日も早く復旧されますよう心からお祈り申し上げます。

## I 震災に伴う所得税の減免措置（所得税法の雑損控除及び災害減免法の概要）

地震・津波により、住宅や家財等に損害を受けたときは、所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法に定める税額控除の方法のどちらか有利な方法を選択することによって、所得税の額を軽減し、又は免除を受けることができます。

なお、今回の震災後、財務大臣は、雑損控除及び災害減免法による減免を平成22年分の所得で適用できるようにし、既に申告済みである場合についても適切に対応することと発言しています。これらが講じられた場合は、既に22年分の所得税を納税している場合、還付がなされます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税額控除）								
対象資産の範囲	自己又は生計を一にする控除対象配偶者その他の扶養親族が有する「生活に通常必要な資産」	自己又は生計を一にする控除対象配偶者その他の扶養親族が有する「住宅又は家財のみ」 ただし、損害額が住宅や家財の2分の1以上であること								
控除額又は所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうちいずれか大きい方の金額 ①差引損失額（※1）－所得金額の10分の1 ②差引損失額のうち災害関連支出（※2）の金額－5万円	税額控除額は、次の額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>所得税額の軽減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>全額免除</td> </tr> <tr> <td>500万円超 750万円以下</td> <td>2分の1の軽減</td> </tr> <tr> <td>750万円超 1,000万円以下</td> <td>4分の1の軽減</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	所得税額の軽減額	500万円以下	全額免除	500万円超 750万円以下	2分の1の軽減	750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減
合計所得金額	所得税額の軽減額									
500万円以下	全額免除									
500万円超 750万円以下	2分の1の軽減									
750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減									
参考事項	○災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書を確定申告書へ添付することが必要 ○損失額がその年の所得金額から控除しきれない場合には、翌年以後3年間に繰越控除可能	○原則として、損害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の者 ○「損失額の明細書」を確定申告書に添付することが必要								

(※1) 差引損失額

損失金額－保険金などで補てんされる金額＝差引損失額 の計算式で算出します

(※2) 災害関連支出

災害に直接関連して支出した金額で災害により滅失した住宅、家財を除去する為の支出  
土砂その他の障害物を除去する為の支出、原状回復の為の費用等をいいます

所得税法に定める雑損控除の方法と、災害減免法に定める税額控除の方法のいずれが有利であるかは、被災者の所得・保険金等による補てん・損失の多寡によって、被災者ごとに異なります。

○選択のポイント

	所得税法（雑損控除）	災害減免法（税額控除）
対象資産	「生活に通常必要な資産」	「住宅又は家財」のみ
適用年	雑損控除をして控除しきれない場合は、翌年以後3年間に繰越控除可能	損害を受けた年のみ適用
控除方法	所得控除（雑損控除の額を控除した後の金額に税率を乗じ税金が計算される）	税額控除（税金が直接軽減される）

上記の雑損控除等の適用やその他の税・保険料の免除・減免を受けたり、保険金の請求を行う為には、「り災証明書」「り災届出証明書」が必要になることがあります。

「り災届出証明書」は、被害の届出がなされたことを証明するもので、申請時に市町村の窓口で発行しています。これは申請をすれば直ぐに発行されます。

「り災証明書」は被災者の申請に基づき、各市町村で調査員が被災状況を調査の上で発行していますが、あまりにも被害が大きく調査が間に合っていないようです。

「り災届出証明書」でも各種支援制度が受けられる場合があります。これにつきましては、保険会社等各団体にご確認ください。

また、「り災証明書」発行の為の調査前に建物を取り壊したり、修繕する場合は、次のものを準備して保管する必要があります。

(1) 取り壊し・修繕前の被害状況を撮影した写真

①被害を受けた建物の全景を撮影した写真

(できるだけ4つの方向からの全景がわかるように撮影したもの)

②被害を受けた箇所の状況がわかる部分を撮影した写真

(屋根、柱、外壁、内壁、建具、基礎、床、天井、設備など)

(2) 取り壊しや修繕の工事等の見積書及び明細書

(3) その他、被害状況を確認するために参考になるもの



## II 災害に関する主な税務上の取り扱いについて（国税庁ホームページより抜粋）

### 1. 法人税及び所得税共通

#### (1) 災害により滅失・損壊した資産等

法人の有する商品、店舗、事務所等の資産が災害により被害を受けた場合に、その被災に伴い次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。

なお、事業を営む個人の有する事業用資産についても、同様となります。

- ①商品や原材料等の棚卸資産、店舗や事務所等の固定資産などの資産が災害により滅失又は損壊した場合の損失の額
- ②損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額
- ③土砂その他の障害物の除去のための費用の額

#### (2) 復旧のために支出する費用

法人が、災害により被害を受けた固定資産(以下「被災資産」といいます。)について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります。

- ①被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。
  - ②被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。
  - ③被災資産について支出する費用(①又は②に該当するものを除きます。)の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。
- なお、これらの取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

(注)法人が災害により被害を受けた製造設備に対して支出する修繕費用等について、企業会計上、適正な原価計算に基づいて原価外処理(費用処理)をしているときは、税務上もこの処理が認められます。

#### (3) 従業員等に支給する災害見舞金品

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

また、法人が、自己の従業員等と同等の事情にある専属下請先の従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品についても、同様に損金の額に算入されます。

なお、事業を営む個人においても同様に取扱われます。

#### (4) 災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等

法人が、所属する同業団体等の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等に基づき合理的な基準に従って、同業団体等から賦課され、拠出する分担金等は、その支出する事業年度の損金の額に算入されます。

なお、この取扱いは、事業を営む個人においても同様となります。

## 2. 法人税関係

### (5) 取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

### (6) 取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。

### (7) 取引先に対する低利又は無利息による融資

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされます。

### (8) 自社製品等の被災者に対する提供

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの(広告宣伝費に準ずるもの)として損金の額に算入されます。

### (9) 災害による損失金の繰越し

法人の各事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係るもの(災害損失欠損金額)がある場合には、その事業年度が青色申告書を提出しなかった事業年度であっても、その災害損失欠損金額に相当する金額は、その各事業年度において損金の額に算入されます。

## 3. 所得税関係

### (10) 個人が支払を受ける災害見舞金

個人が支払を受ける災害見舞金で、その金額がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし社会通念上相当と認められるものについては、課税しないものとされています。

### (11) 低利又は無利息により生活資金の貸付けを受けた場合の経済的利益

災害により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員又は使用人が、使用者からその資金に充てるために低利又は無利息で貸付けを受けた場合に、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける利息相当額の経済的利益は、課税しなくて差し支えないこととされています。

### (12) 被災事業用資産の損失の繰越し

事業を営む個人のその年の前年以前3年内の各年において生じた純損失の金額のうち、棚卸資産、固定資産等について災害により生じた損失に係るもの(被災事業用資産の損失の金額)がある場合には、その損失の生じた年分が青色申告書を提出しなかった年分であっても、その被災事業用資産の損失の金額に相当する金額は、その年分の総所得金額等の計算上控除することとされています。